

議第16号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(京都市職員の退隠料等に関する条例の一部改正)

第1条 京都市職員の退隠料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「引続いた」を「引き続いた」に改める。

第20条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項前段中「前項第3号」を「第1項第3号」に、「基因しない」を「起因しない」に改め、同条第1項の次に次の1項を加える。

刑の全部の執行猶予の期間内に又は刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされている者については、刑法第27条第3項（第2号に係る部分に限る。）及び第27条の7第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用がないものとして前項第2号の規定を適用する。

第21条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号及び第2号中「とき」を「とき。」に改め、同条第3号中「、若しくは3

年」を「若しくは3年」に、「懲役、若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「但し」を「ただし」に改める。

第33条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、「第20条第1項第2号」の右に「及び第2項」を加える。

第40条第1項中「終り」を「終わり、」に改め、同条第2項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の1項を加える。

在職中の職務に関する罪に係る刑の全部の執行猶予の期間内に又は刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされている者については、刑法第27条第3項（第2号に係る部分に限る。）及び第27条の7第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用がないものとして第1項の規定を適用する。

第41条第1項後段中「禁錮」を「拘禁刑」に、「給しない」を「支給しない」に改め、同条第2項中「給しない」を「支給しない」に改める。

第50条第1項中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改める。

(集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第2条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条中「懲役もしくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(京都市職員給与条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 京都市職員給与条例第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (2) 京都市職員退職手当支給条例第11条第1項第1号及び第5項第2号、第12条の見出し及び同条第1項第1号、第13条第1項第1号並びに第15条第4項

(3) 京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第4条第1号

(4) 京都市中央卸売市場業務条例第5条の2第3項第3号イ、第11条第3項第2号、第16条第3項第2号、第25条第3項第2号及び第29条第3項第2号

(京都市消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

第4条 京都市消防団員退職報償金支給条例の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第2号中「免ぜられた」を「免じられた」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

(昭和35年10月12日以前に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額の改定等に関する条例の一部改正)

第5条 昭和35年10月12日以前に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額の改定等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「第15条または」を「第15条又は」に、「権利または」を「権利又は」に、「一」を「いずれか」に、「懲役または禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「者または」を「者又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同項第2号中「第27条」を「第27条第1項」に改め、「者」の右に「(同条第3項の規定により刑の言渡しの効力が失われたものとみなされた者を除く。)」を加え、同条第2項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

(京都市心身障害者扶養共済事業条例の一部改正)

第6条 京都市心身障害者扶養共済事業条例の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「懲役または禁固の刑」を「拘禁刑」に改める。

(京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第7条 京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京都市自然風景保全条例の一部改正)

第8条 京都市自然風景保全条例の一部を次のように改正する。

第26条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第27条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京都市屋外広告物等に関する条例等の一部改正)

第9条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 京都市屋外広告物等に関する条例第45条各号列記以外の部分
- (2) 京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例第23条及び第24条
- (3) 京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例第18条及び第19条
- (4) 京都市眺望景観創生条例第28条
- (5) 京都市暴力団排除条例第18条
- (6) 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第26条及び第27条
- (7) 京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第34条第1項各号列記以外の部分
- (8) 京都市個人情報保護条例第72条から第74条まで
(風紀取締条例の廃止)

第10条 風紀取締条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(京都市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の京都市職員給与条例第17条の3第1項（第1号に係る

部分に限る。) 及び第5項(第1号に係る部分に限る。)(これらの規定を同条例第18条第5項(京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第27条において準用する場合を含む。) 及び同条例第26条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(京都市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の京都市職員退職手当支給条例第11条第1項及び第5項、第12条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第15条第3項及び第4項(これらの規定を京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第37条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案理由

刑法の一部が改正されることに伴い、関係条例を整理する等の必要があるので提案する。